



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-6312
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング1204区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正消費者契約法が施行され、消費者の保護が手厚く
なります。改正法に則した対応が求められます。

◆改正消費者契約法が平成29年6月3日から施行され
れます。要旨は以下のとおりです。

- ・契約取消ができる新たな類型
 - ① 消費者にとって通常の分量、回数または期間を著しく超える量の契約について、事業者が過量であることを知りながら勧誘した場合
 - ② 契約の動機になるような事情について不実告知があった場合
 - 例) 独居者に対して何十着の着物を販売
 - 例) 一人の消費者に同じ健康器具を何度も販売
 - 例) タイヤ溝がすり減っていて危ないとの不実を告げてタイヤを販売
 - 例) パソコンがウイルスに感染しているとの不実を告げてウイルス対策ソフトを販売
- ・取消可能期間を1年間に延長(改正前は6か月間)
- ・契約が無効となる新たな類型
 - ① 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
 - ② 消費者契約が有償契約である場合に当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項→その他、事業者の損害賠償責任を免除する条項や事業者が被る平均的損害を超えて消費者が違約金を支払う旨が予定された条項、消費者の不作为を意思表示とみなす条項などについても契約の当該条項が無効となります。

☞以上のとおり、消費者契約法により取り消すことのできる類型が拡大し、無効となる条項も拡大します。平成29年6月3日以後に消費者との間で締結される契約については確認が必要です。

*

◇厚生年金保険・健康保険の加入対象者が拡大されました。

従前、社会保険への加入資格を有するのは、①週30時間以上勤務する者、②従業員501名以上の会社で週20時間以上勤務する者とされていましたが、平成29年4月1日より、③従業員が500人以下の会社に勤務し、社会保険の加入について労使間で合意が為される等の要件を満たした者についても、加入資格が与えられることになりました。

労使間の合意とは、短時間労働者の社会保険への加入について、同意対象者(当該会社における社会保険の加入者、及び未加入者のうち労使間の合意以外の加入要件を満たしている者)の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が管轄の年金事務所や健康保険組合に申し出ることを指します。

*

◆ストーカー規制法が改正されました。

改正ストーカー規制法は平成28年12月に公布され、一部の規程(下記②)の施行が後ろ倒しにさ

れていましたが、平成29年6月を以て、全ての規程が施行されることとなります。主な改正点は次の通りです。

- ① 規制対象行為の拡大
住居等の付近をみだりにうろつくこと、拒まれたにもかかわらず、SNSを用いたメッセージ送信を行うこと等が新たに禁止されました。
- ② 禁止命令等の制度見直し
ストーカー規制法所定の行為を禁止する命令を事前の警告なしに発することができるようになりました。
- ③ ストーカー行為等に関する情報提供の禁止
職務関係者(被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係する者)が、ストーカー行為を行うおそれのある者に対し、そのことを知りながら被害者の情報を提供することが禁止されました。
- ④ ストーカー行為等の相手方に対する措置等
職務関係者が被害者の安全確保や秘密保持に十分配慮すべきこと、国や地方公共団体がストーカー行為の防止等に必要な措置を講ずべきことが定められました。
- ⑤ ストーカー行為等の防止等に資するための措置
国や地方公共団体が、加害者の更生や被害者の回復等に関する調査研究の推進に努めるべきこと等が定められました。
- ⑥ 罰則の見直し
ストーカー行為罪等について刑が厳罰化されたほか、被害者の告訴がなくても公訴を提起できることとなりました。

(友成、門屋)

法務トピックス

“改正債権法”

改正債権法が平成29年5月26日に参議院で可決・成立し、近く公布されます(公布の日から起算して3年以内に施行予定)。今回の改正は120年ぶりの大改革で、企業側・消費者側双方にその影響が広く及ぶとされています。施行までまだ時間はありますが、契約書のリーガルチェック等の対策はお早めに。わがLIFREでも今後、継続的に改正のポイントをご紹介します。

“改正がん対策基本法”

改正がん対策法が平成28年12月9日に公布され(同月16日施行)、新たに「がん患者の雇用継続等の配慮」と「国および地方公共団体が講ずるがん対策への協力」といったどちらも努力義務ではありますが、事業主の責務が追加され、事業主には治療と仕事の両立支援が求められてきております。「働き方改革」の一環として、がん罹患した従業員の復職支援等職場環境の整備が望まれます。